

## 新可燃物処理施設整備計画（素案）について

### 1. 本計画の趣旨

本組合では、新しい可燃物処理施設整備事業を推進するにあたり、本年3月から、それまでの専門委員に市民委員等を加えた「可燃物処理施設整備検討委員会」を設置し、施設の基本的な内容等について検討を重ねてまいりました。

先般、この検討委員会より、施設の整備方針や基本仕様等に関する「第3次報告書」が提出されたことから、構成自治体と協議の上、本組合としてパブリックコメントを実施いたしました。

このたび策定した「新可燃物処理施設整備計画」は、皆様からお寄せいただいたご意見を参考に「第3次報告書」を加筆・修正したもので、内容は、整備の基本となる5つの方針及び処理対象物・施設規模・炉数・計画ごみ質・処理方式といった基本仕様など事業実施に向けた根幹となる事項について、本組合の考え方を示したものとなっています。

今後、この計画に基づき、圏域住民の皆様のご理解をいただきながら、安全で安心な可燃物処理施設として整備を進めていくものです。

### 2. 「第3次報告書」から変更した点

・パブリックコメント等の意見を参考に、以下の点について加筆・修正を行いました。

	第3次報告書	新可燃物処理施設整備計画（素案）
処理対象物	汚れたプラスチックについては、住民負担の軽減、水環境への負荷軽減等を考慮して可燃物とし、焼却発電のエネルギーとして活用する。	汚れたプラスチックについては、これまで通り水で軽く洗って、分別排出することを基本とします。ただし、水で洗っても落ちない著しく汚れたプラスチックごみの取り扱いについては、住民負担の軽減、水環境への負荷軽減等を考慮しながら、具体的な取り扱いについて、今後、新施設供用までに構成市町と十分協議します。
事業実施方式	経済的メリットが大きいと考えられた公設/建設・運営一括発注方式が望ましいとした。	経済的メリットが大きいと考えられた公設/建設・運営一括発注方式が望ましいとの結論に達しました。 今後、安全で適切な管理運営を確保するための監視体制等について検討していきます。

### 3. 新可燃物処理施設整備計画（素案）の概要

・別紙のとおり